

令和3年2月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和3年2月24日(水) 開会17時34分
閉会19時21分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長
柏木 正義 次長兼教育政策課長
杉原 勉 次長兼スポーツ健康課長
北村 俊雄 学校教育課長
矢野 義知 社会教育課長
若杉 圭介 教育政策課参事
吉田 浩之 教育政策課参事
志賀 貴代美 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長
森本 悦子 社会教育課参事
姫野 賢一 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

- 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 令和2年度一般会計補正予算案(第13号)について【議第2号】
 - 第3 令和3年度一般会計当初予算案について【議第3号】
 - 第4 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第4号】
 - 第5 別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正について【議第5号】
 - 第6 別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について【議第6号】
 - 第7 別府市公民館条例施行規則の一部改正について【議第7号】
 - 第8 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第8号】
 - 第9 別府市教育委員会電気工作物保安規程の一部改正について【議第9号】
 - 第10 別府市教育委員会後援及び共催の承認並びに別府市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要領の制定について【議第10号】

報告事項 (1) 寄附受納について【報告第1号】

その他 (1) 別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則の制定について
(2) 「別府市教育行政アクションプラン」作成にあたって
(3) 3月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和3年2月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は福島委員さんをお願いいたします。

◎ 令和2年度一般会計補正予算案（第13号）について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第2号 令和2年度一般会計補正予算案（第13号）につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは1ページをお開きください。議第2号につきましては、規定により意見を求めるものであります。2ページ3ページが歳入、4ページから8ページが歳出、9ページが繰越明許費ということで資料をつけております。

では、教育政策課関係部分について、歳入歳出が双方関連しておりますので、歳出のほうで説明させていただきます。

5ページをお開きください。0551 小学校の運営に要する経費と、6ページの0563 中学校の運営に要する経費について説明いたします。この2つにつきましては、国の令和2年度第3次補正予算「感染症対策等の学校教育活動支援事業」に伴う追加額になっております。補助対象は小学校中学校で、対象となる経費は新型コロナウイルス感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費になっております。保健衛生用品、消毒やマスクなどの消耗品と、換気のためのサーキュレーターやCO₂モニターなどの備品を購入する経費です。学校規模、これは児童数になりますが、それに応じて、補助限度額が40万円、60万円、80万円と定められておまして、補助率は2分の1となっております。予算額はその倍額で要求をしております。学校規模で算出しますと、小学校で1,560万円、中学校で880万円となります。この2分の1の780万円と440万円を歳入のほうで計上しております。

続きまして0553 小学校の施設整備に要する経費と、0566 中学校の施設整備に要する経費、両方とも減額補正を上げております。新型コロナウイルスの影響等により実施できなかった工事等の減額となっております。学校が休校になった影響により夏季休業日が短かったことから、夏休み期間中に予定しておりましたトイレの洋式化等の工事ができなかったことや、不

要不急の事務事業につきましては、年度当初に予算が執行停止になりまして、その後も執行できなかった事業や工事予算の減額を行っているものです。

続きまして、1349 小学校の ICT 環境整備に要する経費と 1350 中学校の ICT 環境整備に要する経費の減額です。これにつきましては、今年度、児童生徒用 iPad を 1 人 1 台とタブレットを購入いたしました。それに合わせて、小学校中学校全校に ICT の環境整備を行いました。入札差額を減額するものであります。

次に 1204 中学校の統合に要する経費の減額補正です。別府西中学校の備品購入費の予算額と契約額との差額を減額するものです。

続きまして 7 ページ、0585 幼稚園の運営に要する経費です。こちらは先程も申しましたが、国の令和 2 年度第 3 次補正予算に伴う追加額になっております。幼稚園におきましても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、新たな日常においても幼児を健やかに育むことができる環境整備のため、国の ICT 環境整備補助金を活用して、幼稚園 14 園の ICT の環境整備を実施します。1 園 100 万円が限度額、補助割合が 4 分の 3 となっております。具体的には、幼稚園 14 園の職員室に無線 LAN などタブレットをインターネットに接続するための環境整備と、それぞれの幼稚園のタブレットを購入となっております。続いて 0588 幼稚園の施設整備に要する経費の減額です。こちらにつきましては、境川幼稚園ほか 2 園のトイレ洋式化を予定しておりましたが、こちらも夏休み期間が短くなったために実施できなかった予算の減額となっております。

戻りまして、2 ページ 3 ページの歳入の減額につきましては、歳出の減額に伴い、国・県の補助金や交付金、それから事業債が減額になるために減額補正を行うものと、先程歳出で説明いたしました国の令和 2 年度第 3 次補正予算の補助金を追加要求しているものです。教育政策課につきましては以上でございます。

学校教育課長 次に学校教育課関係部分についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。事業番号 1306 スクールサポートスタッフ活用に要する経費 1,105 万 9 千円減額をしております。これは当初 15 名のスクールサポートスタッフを 7 月から配置する予定でしたが、実際には 9 月からの配置になりまして、人材の確保が難しかったため 11 名の配置となりました。その配置数の減に伴う減額補正です。次に 1356 学習指導員活用に要する経費につきましても同様に配置数の減で、7 月から 27 名の配置予定に対して 9 月から 14 名の配置となったため減額としております。このことに伴い、歳入のほうも減額になっております。2 ページをご覧ください。国庫の補助金につきましては、スクールサポートスタッフ活用事業の補助金を 240 万 9 千円減額、学習指導員につきましては 586 万 2 千円の減額となっております。県の補助金も同様にスクールサポートスタッフの補助金 481 万 8 千円、学習指導員につきましては 1,172 万 6 千円を減額しております。

次に 4 ページをお開きください。事業番号 1223 グローバル人材育成に要する経費については、新型コロナウイルス感染症により、中学生大学キャンパス体験留学等が未施行となりましたので、それに伴う減額として 291 万 9 千円を減額しております。このことに伴いまして、3 ページの中学生

大学キャンパス体験留学参加費、これが1人1万円で30人の参加費30万円を減額しております。以上で学校教育課関係部分の説明を終わります。

次長兼スポーツ健康課長

それではスポーツ健康課関係について歳出からご説明いたします。

まず5ページをお開きください。0554 小学校の保健衛生に要する経費521万7千円と、次のページの0567 中学校の保健衛生に要する経費、この2つについては、当初コロナ対策の事業ということで、国の補助金を使う予定にしておりましたが、補助内容の変更等がありまして、減額をするものでございます。

続きまして7ページ0589 幼稚園の保健衛生に要する経費ということで需用費として消耗品費を入れております。これは、国の令和2年度第3次補正の中で、幼稚園の感染症対策支援事業に伴う追加補正ということで、消毒液、マスク、石鹸などを購入するための予算を上げております。これは減額ではなくて、今後使うということで計上しております。

次に8ページをお開きください。こちらはスポーツの関係になりますが、保健体育総務費の1246 国際スポーツ大会事前キャンプ等の誘致に要する経費4,398万3千円です。まず旅費28万7千円、これはロンドンのほうにチェコとのMOU（基本合意書）を結ぶために行く予定の旅費が減額になりました。また、オリンピックの聖火リレーの実行委員会の負担金、チェコの事前合宿の負担金、さらに別府市オリンピックパラリンピック応援実行委員会の負担金、これらがすべて執行停止になりましたので、すべて減額ということになります。次に0656 体育施設管理運営に要する経費です。これは委託料ですが、総合体育館の指定管理料、温水プールほか15施設の指定管理料、実相寺パークゴルフ場の指定管理料ですが、今年料金の改定があり、使用料が増額になったということで、その分指定管理料が減額できたものを上げております。指定管理業者にとっては特にマイナスにはなっていないくて、指定管理料で減額をしてバランスを取ったということになります。次に0657 体育施設整備に要する経費です。まず測量設計等委託料の執行停止、さらに工事請負費ということで、各種体育施設の整備工事費が執行停止になりました。具体的には、旧ヨット艇庫の解体、ソフトボール場の防球ネットの工事などがありまして、それらが停止になった関係で減額となっております。次に0667 小学校の給食施設整備に要する経費です。当初境川小学校の屋根の工事をする予定でしたが、学校給食共同調理場の建て替えということ、また大雨も降ったということで今回見送ったということで、この金額が執行停止となっております。最後に、1334 学校給食共同調理場建設に要する経費ということで、こちらについては小学校プラットフォーム設計委託を約2千万円上げていましたが、入札残ということで、765万6千円余りましたので、こちらで減額しております。

9ページをお開きください。国の第3次補正ということで年度を越えて執行する繰越明許費を記載しております。

それでは前に戻りまして、歳入についてご説明いたします。3ページです。保健体育補助金ということで、地域活力づくり総合補助金が執行停止になりました。これはオリンピックパラリンピック実行委員会負担金を県からもらう予定でしたが、減額になったので補正をしております。さらに、体育施設整備事業債、体育施設除去事業債というのが、先程説明しました各種工事にかかる分の歳入となります。以上でございます。

社会教育課長 それでは社会教育課関係部分についてご説明いたします。歳出から説明いたします。7ページをお開きください。0612 地区公民館施設整備に要する経費、2,334万9千円の減額補正です。内容は、北部地区公民館なでしこ分館、こちらは平成31年3月31日付けで閉館をしておりますが、その後、解体をしようとしたのですが予算の執行停止がありましたので、今回解体工事費につきまして減額補正をするものでございます。次に0941 少年自然の家に要する経費です。少年自然の家おじかについては、令和2年10月に一時休所しております。その関係で、施設維持管理委託料213万2千円の減額補正です。内容は、主に清掃業務が必要なくなりましたので、この委託料を減額しております。続いて1244 新図書館に関しましては、後ほど担当参事より説明いたします。最後に1050 湯けむり景観保全に要する経費です。これにつきましては、文化的景観保存事業補助金、これは決算見込みによる減額補正300万円を計上しております。それでは歳入をご説明いたします。2ページをお願いいたします。文化的景観保護推進事業費補助金が150万円の減額補正でございます。先程ご説明いたしました湯けむり景観保全に要する経費300万円の国の財源が2分の1でございますので、150万円の減額となります。続いて3ページの社会教育債ですが、社会教育施設除却事業債につきましては、歳出でご説明いたしました北部地区公民館なでしこ分館の解体工事の減額に伴う財源である起債の2,100万円を減額しております。

社会教育課参事 続いて図書館等一体的整備に要する経費についてご説明いたします。7ページをお開きください。図書館に対しては年度初め執行停止になりましたので、ハード整備に係る委託料と旅費を減額しております。10ページをお開きください。令和2年度令和3年度2か年の事業ということで、債務負担行為を上げておりましたが、令和3年度分の債務負担額を全額補正しております。以上が歳出です。歳入についてご説明いたします。3ページをお開きください。図書館等一体的整備事業です。これも執行停止に伴い、財源として見込んでおりました起債を減額補正するものです。以上です。

次長兼教育政策課長 9ページの繰越明許費の説明です。02 小学校費の0551 小学校運営事業と、03 中学校費の0563 中学校運営事業、それから04 幼稚園費の0585 幼稚園運営事業、これにつきましては、国の令和2年度第3次補正で、3月に補正予算を上げるものですから、来年度執行するように繰越を上げるものです。それから03 中学校費1204 中学校統合事業の繰越につきましては、山の手中学校と浜脇中学校が廃校になりますが、今、山の手中学校と浜脇中学校に付けておりますエアコンを、他の小学校・中学校のほうに移設するための経費でございます。これにつきましても、今年度すべて終了できなかったために、来年度に繰越するものです。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 これは令和3年と書いてありますが、令和2年度の補正ということによる

しいんですよ。コロナでいろいろと出来ないので減額があるということで、多分図書館などは、コロナ対策に費用を回すので執行停止するという話を伺っていましたが、これはトータルすると結局、補正で増額ではなく減額のほうが多いということになるんですか。それか減額した分がどこかに増額されるとか、全体で見るとどういう流れになるんですか。

教育部長 例年も3月議会においては、その年度の入札等で下がった不用額がありますので、減額をしていくのですが、今年は今委員からご指摘がありましたように、昨年4月の段階でコロナが拡大してきましたので、執行停止をして留保した財源があります。ただ、市税収入がかなり下がり、そこで相殺されるような形になりますので、やはり減額が出ているということになります。

山本委員 この補正予算全体で見ると、マイナスいくらの減額という数字は出ているのですか。

教育部長 出ています。これは教育部だけを提示していますので、市全体で見たときに、一般会計で12億5,800万円の減額です。

山本委員 教育部分だけではどうですか。

教育部長 教育費でいくと、4億3,416万5千円の減額ということになります。

山本委員 図書館も入っているのですか。

教育部長 はい、入っております。そして全体で先程言ったように12億5,800万円という減額になっております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第2号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第2号は同意することに決定いたしました。

◎ 令和3年度一般会計当初予算案について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第3号 令和3年度一般会計当初予算につきましての提案理由の説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは11ページをお開きください。議第3号につきましては、規定により意見を求めるものです。

別冊の資料を使ってご説明いたします。表紙の事業概要のところ、教育政策課、学校教育課、社会教育課の3課しか書かれておりませんが、これは4月以降機構改革により教育部がこの3課になるということで、当初予算については、すでに新しい担当課で記載しております。ですが、現在の担当課のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは1ページをご覧ください。教育政策課の関係部分をご説明させていただきます。(3) 所管重点施策、山の手小学校体育館大規模改修事業です。小学校の施設整備に要する経費1億7,919万3千円でございます。これにつきましては、老朽化した山の手小学校の体育館の大規模改修工事になります。児童の安全安心確保のために、山の手小学校の屋内運動場の大規模改修工事を行います。体育館の屋根、床の改修と、照明のLED化を行い、教育環境の改善と充実を図るものであります。次に、ICT教育環境整備事業の小学校のICT環境整備に要する経費と、中学校のICT環境整備に要する経費は、内容的には同じですので一緒に説明させていただきます。ICT教育環境整備事業の小学校については1,579万1千円、中学校については850万3千円となっております。内容につきましては、今年度導入したタブレットの小学校中学校の児童生徒、教師の分の情報端末の補修委託や、タブレットの故障や破損等により代替端末を購入する経費となっております。教育政策課関係部分については以上でございます。

学校教育課長 それでは学校教育課関係部分についてご説明いたします。まず、学校連絡網システム活用事業です。これは災害発生時などの学校から保護者へ迅速な連絡を行うための学校連絡網システムの開発を今年度進めてまいりました。これが3月に完成する予定です。来年度市内すべての幼・小・中学校でこれを利用することになりますが、その利用に係るアカウント利用料132万円を計上しております。次に、校務支援システム活用事業です。これは、来年度県内すべての小・中学校で同じ校務支援システムを導入する予定です。別府市でもこれを導入いたしますので、その利用料を536万円計上しています。秋に導入可能になる予定で、そのタイミングで別府市も導入したいと考えています。続きまして、スクールサポートスタッフ活用事業です。市内の東山小中学校を除く19校に教員の業務を補助するスクールサポートスタッフを1名ずつ配置するものです。その報酬等2,445万3千円を計上しております。続いて学習指導員活用事業です。これについては、授業の中でTT(ティームティーチング)や家庭学習の点検、放課後の補充指導など、学習指導によって教員を補助する学習指導員を、東山小中学校を除く19校に1名ずつ配置したいと考えております。その報酬等3,079万9千円を計上しております。続きまして、ICT教育推進事業です。今年度GIGAスクール構想に基づいて整備した1人1台端末の活用に向けた事業として、2,816万円を計上しております。内訳としましては、学校におけるICT活用を支援する専門スタッフを各小・中学校に派遣するICT支援員派遣に605万円。それからICT活用推進に係る支援委託、これに220万円。これは、ICT活用推進計画の実行の支援、また、現在南小学校をモデル校として授業改善を進めておりますが、その支援。また、セキュリティポリシー等、来年度早い段階で策定したいと思っておりますのでその支援。また、AI型ドリルの導入に係る経費を1,991万円計上しており

ます。続きまして、学校いきいきプラン支援員配置事業です。これは、幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、個別のニーズに応じた支援の充実を図るものです。今年度と同様の48名の配置を予定しており、その報酬等7,700万8千円を計上しております。次に3ページです。公立幼稚園の預かり保育事業です。市内幼稚園5園において平日最長19時まで、土曜日・長期休業中は8時から19時までの預かり保育を実施します。その支援員の報酬等に要する経費3,975万3千円を計上しております。以上でございます。

総合教育センター所長 2ページをご覧ください。不登校解消事業のスクールソーシャルワーカー活用に要する経費として1,151万3千円を計上しております。児童生徒の環境改善を図るスクールソーシャルワーカーを1名増員し、地域全域担当として、不登校の解消等増加する相談対応の充実に努めさせていただきたいと思っております。現在6中学校区を2名の地域全域担当スクールソーシャルワーカーが担当している状況でございますが、これにより、6中学校区を3名で担当することになり、県から示されている1名につき2中学校区との方針が実現することになります。重点配置スクールソーシャルワーカーを加え、4名体制にて子どもの支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

社会教育課長 それでは社会教育課担当部分についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。市民会館大ホール等改修事業です。2億6,193万8千円計上しております。これは別府市公会堂でございますが、平成26年度から27年度にかけてリニューアル工事を実施しております。その際は、施設の耐震化、及びバリアフリーの工事を実施いたしましたが、市民会館大ホールの観客席等については現在非常に老朽化をしております。そこで今回、防衛省の補助金を活用いたしまして、すべて改修をするものでございます。なお、改修は10月からを予定しております。別府市公会堂については10月より休館する予定でございます。続いて、教育魅力化事業です。333万7千円を計上しております。これにつきましては、地域教育力活性化事業を推進するため、今年度より中部中学校に統括コーディネーターを配置し、また、中学校区の小学校に協育コーディネーターを配置しているところでございますが、令和3年度も引き続きコーディネーターを配置して、地域と学校の課題解決を協働して取り組むことを進めてまいります。最後に、別府学創生事業です。241万9千円を計上しております。これにつきましては、例年、別府学の教本を小学校・中学校向けに作成しておりますが、それを小学校低学年、中学年、高学年、及び中学校に向けて各1,000部増刷をするための印刷製本費を計上しております。以上でございます。

社会教育課参事 図書館等一体的整備事業についてご説明いたします。1億4,654万円計上しております。内容は、主には建物の設計、それから今年度もやっておりますソフト事業、これを展開する経費になります。全体的には基本設計、実施設計を来年度、再来年度の2か年で行いますので、令和4年度の債務負担も含めると、総額2億9,208万5千円という金額になります。財源としては、国交省の補助金、そしてソフト事業には内閣府の交付金を充てつつ、別府市の基金、これを充てる予定としております。令和3年4年が基

本設計、実施設計、それから6年7年に建設工事に入りまして、令和7年度中の開館を目指しています。以上でございます。

次長兼スポーツ健康課長 それでは1ページをご覧ください。学校給食共同調理場建替事業1億3,504万6千円でございます。令和5年9月オープンに向けていよいよ実施設計などを行うということで、これから大きな金額が執行されていくこととなります。次に、子どもの健康促進事業です。小学校と中学校、さらに幼稚園のフッ化物洗口ということで、来年度からいわゆるスポーツ健康課の健康教育の係はすべて学校教育課に移動になります。学校医の先生方の報酬、あるいは健康診断、さらにこのフッ化物洗口などの経費がこちらとなっております。来年度からは学校教育課の方で担当していただくということになります。次に、部活動指導員配置事業460万8千円、こちらはスポーツ推進に要する経費として計上しております。右側の事業概要にありますように、部活動というのは中学校で活発に行われておりますが、働き方改革という視点で考えると、先生にとっての大きな負担になっているということなどを踏まえまして、10人分の指導者の報酬ということで計上しております。現在、野球、バスケットボール、陸上競技など外部の指導者に来ていただいておりますが、来年度は10人分ということで拡充していきたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 スクールサポートスタッフや学習指導員、特別支援教育支援員の方は、特別な資格を有する方たちなのか、それとも採用に対して何か要望のようなものがありますか。

学校教育課長 それぞれ要綱を作って必要な資格等を定めております。スクールサポートスタッフにつきましては、特に必要な資格はございません。主に事務的なところでやっていただいております。学習指導員につきましては、教育に携わった経験がある方ですが、必ずしも教員免許を必要としておりません。塾等で教えた経験があるなどそういった方も含まれております。特別支援教育支援員につきましてもいくつか必要な資格がありまして、教員免許を持っているという方もいらっしゃいますし、福祉関係の資格の方もいらっしゃいます。いくつかこういう資格を持った方という要件を定めております。

山本委員 市民会館大ホール改修ですが、あそこの名称ですけども、昔は中央公民館と言っていましたけど、今は2階部分が別府市公会堂となっていて、今回は別府市民会館となっていて、どういう呼称が正式なのですか。

社会教育課長 正式には、あそこは3階建てになっておりまして、1階部分が中央公民館、2階3階部分が別府市民会館というのが正式名称で、総称して別府市公会堂となっております。ですから、別府市公会堂というのは条例上の正式名称ではございません。

山本委員 では、公会堂というと1階から3階までということですか。

社会教育課長 そうですね、総称して公会堂ということになります。

小野委員 山の手小学校の体育館は、築何年くらいになりますか。

教育政策課参事 昭和56年のちょうど新耐震のときに建てられています。

川崎委員 教員の働き方改革の中で、企業等も含めて働き方改革については時間外勤務等いろいろと言われてはいますが、学校教育では将来的にどういう形にしていこうと考えているのかということと、それに伴って、部活動の指導により教員が過酷な労働になっていることで、部活動指導員を10名導入ということですが、今後どのように増やしていくのか等、その辺の長期的なビジョンと言いますか計画というものはあるのでしょうか。

学校教育課長 働き方改革につきましては、別府市は業務改善をどのように進めていくのかという計画を作っておりますが、今年が3年目になるのですが、それに沿って進めてきております。まず学校での会議の削減、または市教委等が主催する研修等の精選、そういったことを行っています。また、今回予算を計上しておりますこういったスタッフ等も厚くしたいと考えております。スクールサポートスタッフは、今年度当初4名配置の予定でしたが、国・県の補助をもらいながら東山を除くすべての学校に配置したいと進めてまいりました。来年度は、ぜひ1校1人ずつ配置したいと考えております。こういった教員以外のスタッフも活用しながら上手く教員の負担を軽減したいと考えております。

川崎委員 目標として、時間外労働何時間など、明確にいつまでにこうします、ということは出ているんですか。

学校教育課長 今手元にございませませんが、上限等は定めております。計画の中では、このくらい時間外労働を削減したいというものは定めております。

川崎委員 例えば、民間では80時間を超えたら荷重労働で何か起こったらすぐ過労死という形になって労災が下りるとか、決められて守らなければいけなかったり、建築関係だと、月に45時間が上限で、年間360時間というように決められているのですが、教員に対してもそういうことは決められているのですか。

学校教育課長 上限については定めております。

寺岡教育長 超勤についてはかなり厳しくマネジメントするように指導されております。それでも学校によっては超勤をすところがあって、かなり指導をしないといけないのですが、なかなか教育の部分は線を引きづらいところがありますね。

教育部長 先程学校教育課長が説明したとおりなのですが、いろんな手段、方法を使

いながら長時間労働を改善していくということなんですけど、国も言っているとおり、別府市においてもいちばんは ICT の活用ということなので、今回もタブレットを入れて、また先程説明したように AI アプリを入れるような予算を 2,000 万円ほど上げております。また、大分県の統合型校務支援システムで通知表の作成であるとか生徒の評価をそういったシステムで行う。そういった感じで全体的に教育のデジタル化であったり、ICT の活用であったりというところで改善していこうということが大きな方針になっております。それとあと、部活動が根本的に改善されないと、それがいちばん教員の負担になっているという話を聞きます。今度部活動指導員を 8 名から 10 名に増やすのですが、本当はもっと増やしたいのですが、なかなか指導をしていただける方が見つからないという、非常にそこがミスマッチと言いますか、仮に予算を上げて教えてくれる人材が見つからない。なかなか国が目指しているような制度に近づいていってないというのが正直なところですよ。

川崎委員 逆に部活動自体を、外部のクラブとかありますよね、民間のクラブのようなどころに完全に委託していったら、部活自体を切り離すというような動きというのはあるのですか。

教育部長 そういう動きを始めているところもありますし、だいぶ前に総合型地域スポーツクラブという、本当はドイツとかをモデルにして、ということなんですけど、これはもう実態としてもなかなか進んでいない状況なので、欧米のような地域スポーツというのはなかなか日本には根付かないという、非常に苦しいところではあります。

次長兼スポーツ健康課長 稲尾部長が申し上げたとおりで、総合型地域スポーツクラブというのはもう 20 年くらい前からやっていて、大分県内でみるとすごく温度差があるのですが、こないだ B-リングスという大分県のプロ野球のチームができたのですが、実はあれは総合型地域スポーツクラブなんです。大分県で 3 番目くらいにできたクラブで、中にはそうやって草野球のチームだったのがプロ野球のチーム推薦しようというクラブがあったり、大分市川添地区の川添なのはなクラブという 6,000 人くらい会員がいる総合型地域スポーツクラブもあって、そういう意味では別府市はなかなか進んでいないという現実があります。スポーツをやりたいという人がいて、指導できる人がいるのがいちばんいいのですが、やりたい人に対して指導できる人がなかなかいないというのが現状なので、今の総合型地域スポーツクラブと併せまして、やはり来年度から市長部局になりますので、幅広い視点から、教育の関係者だけではなく、いろんな人に協力していただいて作っていくのが大事ではないかと考えております。

学校教育課長 先程の上限の方針ですが、別府市においても 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間ということと民間と同じになっています。別府市立学校業務改善計画というのを平成 30 年 3 月に策定しまして、これに沿って進めています。今お話に出ましたけど、この中には、会議の削減、それから部活動の改善、これはガイドラインを定めて、平日は 2 時間以内、休日も 3 時間、1 週間の中に 2 日間は休みを取るといった部活が過熱しないよ

うにこういったガイドラインを定めております。また、校務支援システムの導入というのを目標にしていたのですが、これが来年度に実現することになっております。

山本委員 ICTの活用で仕事が楽になるといいのですが、一方で、以前中部中学校の授業を見に行ったときに、先生がパソコンで一生懸命資料を作っていて、やはりそれに相当な労力を使うんだろうな、というふうに思ったんですけど、その辺はやっぱり共通のツールを使うとかで解消されてくるのでしょうか。

教育部長 今まさに南小学校でモデル事業としてタブレットを先行配置してやっていますけど、発想そのものを変えるというか、別に教員がタブレットを使って教えるという発想ではなくて、子どもたちと一緒に学んでいくというか、機器を渡しておけば子どもたちが操作できるというようなことを実際やっています。南小の教員の方々は、以前は不安だ不安だと言っていたのですが、実際やってみたら、この前未来教育プロジェクト会議で発表していたのですが、全然違うんだということに気づいてきたということをしていました。あとは先程も申し上げましたがAIアプリを学校教育課が入れていきますので、算数であるとかそういうところで活用していけば、かなり教員の負担が減るのではないかと思います。

学校教育課長 このICTの使い方についてはこれから研究を進めていく必要があると思うのですが、ひとつはAI型ドリル、これまでは問題を数多く解いて、基本的な定着というのを図っていたのですが、AI型ドリルを活用することによって、これまでよりも効率的にできないかというふうに考えております。子どもたちが解いて間違った場合には、その間違った子どもに最適な問題が表示されると。そしてだんだんレベルが上がっていけば、さらに高いレベルの問題が表示され、その子どもたちの理解度を教師は一覧で見ることがができる。つまりいている子どもには傍に行って支援することができる。そういったものが学校に定着してきて、教師が使いこなす術を見つければ、そこにかかる負担は軽減されると思います。

山本委員 それは例えば文部科学省がこういうAI型アプリを使いなさい、と提示してくるのか、教科書みたいにいろんなところが開発していて、各教育委員会でどれを採用するかというのを選んでいくのか、どういう方式になっているのですか。

学校教育課長 これは今いろんな業者が開発しております。この半年間でもかなり大きな動きがありまして、新しい業者が開発を始めたり、これまでとても高額であったドリルがかなり価格を落として、学校に導入できるレベルまで下げてきたところもあります。そういった中から最適なものを選んで導入したいと考えております。

山本委員 そうなのも予算化されているのですか。

教育部長 資料の重点施策の一覧にもありますように、学校教育課関係は、スクール

サポートスタッフ・学習指導員の活用、ICT 教育の推進等々、かなり予算化できていると思います。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。コロナ禍や地震災害によって授業ができにくい状況になったときに、この ICT というのが子どもたちにとってどういう活用法があるかということ、教育委員の方々にご説明いただけますか。熊本市の場合は、地震でほとんど授業ができなかったけれども、いち早く ICT を取り入れて学習保障したと聞いているのですが、その辺はどうですか。

学校教育課長 先程ご説明した AI 型のドリルであれば、インターネットに接続していれば家庭でも使うことができますので、実際、熊本市等ではそういった活用をしたと聞いております。ただ、すべての家庭に Wi-Fi 環境があるというわけではありませんので、Wi-Fi 環境がない子どもたちについては、その子どもたちだけ学校に集まって学習するといったことも考える必要があります。また、ZOOM 等を使って教師と子どもが直接顔を合わせるといった機会も必要になると思います。それについてはまた今後、こういったやり方がいいのか、小学校低学年であれば自分で ZOOM のアカウントに繋いでということがなかなか難しいと思いますので、検討が必要だと思います。

山本委員 確認ですけど、AI 型ドリルは今年の 4 月から使用することができるということでしょうか。

学校教育課長 できるだけ早くに導入したい、それを目指したいと考えております。

山本委員 では 4 月にはまだちょっと難しいですか。

学校教育課長 そこはまだはっきりしておりませんが、4 月からの導入ができるだけの予算は確保しております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 3 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 3 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 4、議第 4 号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課参事 議第4号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。13ページをご覧ください。預かり保育料に係る上限規定及び子ども・子育て支援法による施設等利用費の支給がある場合の調整規定の関係を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。本来ならば、幼児教育無償化が導入された際に見直しをし、改正が必要だったのですが、来年度からとなっております。

それでは16ページをご覧ください。別表第4の備考第3項を削り、同備考第4項に「1月（月の初日から末日までの期間をいう。）」を加え、同項を同備考第3項とし、同備考第5項を第4項とし、第6項を第5項と改正いたします。詳しくはお手元にお配りしています資料の「別府市立幼稚園の預かり保育料について」をご覧ください。1枚目は、現行の＜上限あり＞について記載しています。8月の場合を説明いたします。表の一番上の段が利用日数、2段目が預かり保育料、3段目が国から補助される支給限度額、一番下がAの預かり保育料からBの支給限度額を引いた保護者負担額となっております。利用日数が増えると保護者負担額が増えていくのですが、17日以上利用すると市で定めた上限の1万円に達し、預かり保育料は増加しません。そして、その1万円を限度としていますので、A-Bの一番下の保護者負担額ですが、Bの支給限度額が増えていくために負担額が減っていくという現象が出てきます。23日以降はBのほうが金額が大きくなり、保護者負担額が0となります。左下のグラフを見ていただくと、実線が保護者負担額ですので17日から減少して23日目から0になっているのがよく分かると思います。

2枚目をご覧ください。こちらは＜上限なし＞の場合です。上限がなくなると、利用日数に応じて預かり保育料が増えていき、保護者負担額もそれに伴って増えていきます。左下のグラフを見ると、保護者負担が増えていくことが分かると思います。このように上限をなくし、調整規定の関係の見直しを実施したいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第4号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第4号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第5号 別府市教育部事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 17ページをお願いいたします。議第5号につきましては、規定により議決

を求めるものであります。

18 ページ 19 ページが規則の改正案になっておりますが、20 ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。表の一番左が現行の事務分掌規則となっております。真ん中が、昨年機構改革を行う予定で改正をした部分となっております。そして昨年改正した規則を更に見直したものが一番右の改正案となっております。既に真ん中の改正案につきましては、一度議決をいただいておりますが、更に今年の4月1日からの機構改革について一部内容が変わりましたので、またそれを改正しようとする規則案でございます。

それでは、まず20ページの第2条、課、係等の設置についてです。こちらにつきましては、教育政策課に、昨年の4月1日時点では「保健給食係」「教育施設整備室」という新しい係が新設されることになっておりましたが、「保健給食係」を「学校給食係」に改めるために今回改正をするものであります。

続きまして22ページをお願いいたします。昨年、保健給食係が所管する事務の中に「学校保健に関すること。」というのがあったのですが、これにつきましては、見直しの中で学校教育課が所管することになりましたので、教育政策課の学校給食係から「学校保健に関すること。」を削るものです。それから教育施設整備室に「別府西中学校の建設に関すること。」というのがあったのですが、今年度に建設工事が完了いたしますので、この項を削ります。

続いて24ページをお願いいたします。先程教育政策課にあった「学校保健に関すること。」これが学校教育課の安全支援係に追加されております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第5号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第5号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第6号 別府市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正につきましての提案理由の説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 32ページをお開きください。議第6号につきましては、規定により議決を求めるものであります。

34ページをお開きください。この度の機構改革によりまして、学校給食共同調理場の所管がスポーツ健康課から教育政策課に移管されますことか

ら、これに伴い、規則の改正をするものです。左側が新しい規則、右側が旧になっております。安全管理者等の設置箇所ということで、設置箇所は学校給食共同調理場と各学校附設給食調理場、これは変わりありませんが、安全管理者がスポーツ健康課長から教育政策課長に変わります。次に、安全管理補助者ですが、各学校附設給食調理場はこれまでは学校教育課の指導係長になっておりましたが、教育政策課の新設される学校給食係の係長となります。最後に学校給食共同調理場の安全推進者ですが、これまではスポーツ健康課の健康教育係長でしたが、教育政策課の学校給食係長となります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第6号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第6号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市公民館条例施行規則の一部改正について

◎ 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第7号 別府市公民館条例施行規則の一部改正についてと、議事日程第8、議第8号 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。この機構改革に関連する2議案につきまして、一括して説明をお願いいたします。

社会教育課長 35ページをお願いいたします。議第7号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。別府市公民館条例施行規則の一部改正についてと、38ページにございます別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてですが、いずれも今回4月1日からの機構改革に伴って、スポーツ健康課が市長部局に移り、これまでスポーツ健康課が所管しておりました各地区公民館の体育館、体育室及び野口ふれあい交流センターの体育館を、それぞれ公民館条例施行規則及び野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則に、使用料の減免部分を取り込むための改正でございます。それでは中身についてご説明いたします。37ページをお願いいたします。規則の新旧対照表を掲載しております。第4条の第2項第3号部分でございます。この部分で、これまで「社会教育団体が」となっていたところを「社会教育関係団体及び社会体育団体」と改めます。また、「集会室」となっていたところを「集会室並びに別表第2に定める体育室」と改めます。

続きまして 38 ページをお願いいたします。議第 8 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

40 ページをお願いいたします。こちらも新旧対照表でございますが、第 7 条の第 1 項第 3 号でございます。現行で「集会室」とありますが「集会室並びに別表第 2 に定める体育室」と改正するものです。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 7 号及び議第 8 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 7 号及び議第 8 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会電気工作物保安規定の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 9、議第 9 号 別府市教育委員会電気工作物保安規定の一部改正につきましての提案理由の説明をお願いいたします。

教育政策課参事 それでは 41 ページをお願いいたします。議第 9 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

43 ページの新旧対照表で説明させていただきます。電気事業法による電気工作物、いわゆるキュービクルの引込みの変更に伴うものでございます。新旧対照表の (24) 別府市美術館、この部分です。「九州電力株式会社の 207 ケ 13 カ号開閉器塔より当構内に引込みした」という部分が、「九州電力株式会社の 210 タ 861 号柱より別府市大字別府字野口原 3030 番地 1 の県有地内に引込みした」と改正いたします。この部分につきましては、次の 44 ページの図面ですが、元々国道沿いにありました旧美術館、もう解体してなくなっておりますが、この部分が今の美術館に移ったことによる変更の保安規程の一部改正でございます。

続きまして、もう一度 43 ページに戻ります。(29) 別府市立別府西中学校、この部分は、今回新しく別府西中学校ができたことによりまして、新規に改正で届出をしたものでございます。「九州電力株式会社の 213 キ 781 号柱より当構内に引込みした引込線第 1 号柱に設置した気中開閉器の電源接続点」という部分が新規になっております。44 ページに図面がございしますが、別府市西中学校の校舎屋上部分にキュービクルを設けて、右のほうから引込んでいくという形の図面で届出をするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第9号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第9号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会後援及び共催の承認並びに別府市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要領の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第10、議第10号 別府市教育委員会後援及び共催の承認並びに別府市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要領の制定につきましての提案理由の説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 議第10号につきましては、規定により議決を求めます。46ページから取扱要領の案になっております。教育委員会には、毎年社会教育団体や社会体育団体、NPO法人などから共催や後援の申し込みがあります。これにつきましては、申請書類を提出していただいて、その申請書類を審査して承認する、しないということを決めておりましたが、これまで市長部局の取扱要領に準じてやっていたのですが、今回、教育委員会に新たに取扱要領を定めるものでございます。それでは、取扱要領の内容です。46ページをお願いします。第1条、趣旨には「この要領は、団体が催す大会等に対し、教育委員会が行う後援及び共催の承認並びに別府市教育委員会教育長賞の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。」とあります。それから第3条、こちらには、後援及び共催の承認基準というのを定めております。アからサの11の基準をすべて満たす大会等について後援及び共催の承認をするというものであります。それから第4条、教育長賞の交付基準等というものがございます。後援や共催というのは別府市教育委員会の名称をパンフレットなどに掲載させてください、というような申し出が多いのですが、中には教育長賞としてトロフィーや賞状、メダル等を進呈してほしいというような申し出がありますので、そういった申し出に対する基準を定めるものになっております。第5条が申請になります。ここからは申請の手続きや、申請内容に変更があった場合は、その旨の書類を提出してください、教育長賞の交付を受けたものには実績の報告を出してください、といったような事務手続きのことを記載しております。51ページ以降につきましては、それぞれの申請書の様式を添付しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 教育長賞というのは、後援や共催をした場合に、その行事を通じて誰かを表彰するという制度なのですか。

次長兼教育政策課長 コンクールですとか各種の大会、スポーツ大会とかそういったものに、市長賞や教育長賞、議長賞などよくあると思います。その賞に対するトロフィーや盾などに、「第〇回〇〇大会 別府市教育長賞」というような形で進呈する、そういったものになります。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 10 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 10 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告第 1 号 寄附受納についての説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは資料の 57 ページをお開きください。寄附受納について、学校教育課部分をご報告いたします。まず 1 番、生活協同組合コープおおいた様より、絵本「C O 2 のりものずかん」14 冊をいただいております。これは市内の幼稚園 14 園に贈っております。続きまして 2 番から 6 番です。別府市美術協会様より、令和 2 年度別府市美術展入賞作品 5 点、日本画・洋画・工芸彫刻・書道・写真それぞれ 1 点を寄贈いただいております。今年度は亀川小学校にいただきまして、令和 2 年 11 月 27 日に寄贈式を行いました。以上でございます。

社会教育課長 それでは 58 ページをお願いいたします。7 番から 10 番までは、御手洗賢司様から、別府市美術館の充実及び市民の芸術文化振興のためということで、ご自身の絵画を 4 点寄贈いただいております。見積金額につきましては、4 点で 163 万 5 千円となっております。次に 11 番です。小坂吉徳様から、地区公民館設備の充実及び市民の有効活用のためということで、座布団を 35 枚いただいております。12 番です。杉本惇様から「フェリペ 2 世」他 86 冊の本をいただいております。これは別府市立図書館の充実及び市民の文化振興のためということで、見積金額は 299,838 円でございます。続いて 13 番から 21 番まで 9 点ございますが、浜田民生様から、これも別府市美術館の充実のためということで、浜田九一郎の絵画を 9 点いただいております。見積額の合計は 265 万円です。最後に 22 番です。一般財団法人青少年交流振興協会から、青少年の健全育成と文化振興助成のためということで、絵本「日本神話」全 11 巻を 4 セットいただいております。見積金額は 96,800 円となっております。なお、お配りした資料にそれぞれの写真や図書の一覧等を掲載しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 寄附していただいて本は新品ですか。

社会教育課長 全て新品です。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（１）

寺岡教育長 次にその他（１）別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の施行期日を決める規則の制定についての説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 60 ページをお開きください。別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例等の施行規則を定める規則につきましては、これも繰り返しになりますが、昨年４月に機構改革に合わせてそちらに記載しております（１）から（４）の条例を改正する予定でありましたが、機構改革が延期になったことから、施行期日というのがきちんと定められておりませんでした。このたび令和３年４月１日に機構改革を実施するということで、これら４つの条例を４月１日から施行するということを定めるものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（２）

寺岡教育長 次にその他（２）「別府市教育行政アクションプラン」作成にあたってです。この件につきましての説明をお願いいたします。

教育政策課参事 「別府市教育行政アクションプラン」の作成については、１月の定例教育委員会で少しお話をさせていただいたのですが、資料と共に再度説明させていただきたいと思います。

61 ページの上の表をご覧ください。今までは平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間の教育大綱ということでした。その教育大綱を具現化する計画として、単年度ごとの教育行政基本方針というものを立てておりましたが、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間の教育大綱が策定されましたので、それに合わせて、今まで単年度で計画されておりました教育行政基本

方針を、教育行政アクションプランと名称を変えて、4年間の計画としていくものであります。この教育行政アクションプランと知見活用委員会等を上手く活用しながらPDCAサイクルを確立し、実効性あるものとしております。PDCAサイクルを確立するということで、今回、P（PLAN）のところでは目標を設定するということで、今年度につきましては、1月にもご説明いたしましたが、6月までに策定を考えております。現在各課で施策についてどういうものをしていくかという大きなものについて考えているところになります。次のD（Do）、プランを実行するということにつきましては、来年度は6月から始まりますが、再来年度の令和4年に関しては4月から2月までプランを実行するということになります。そして、C（CHECK）、取組の評価ですが、3月にこれを行っていきたいと考えております。そして、A（ACTION）プランの改善ですが、評価を受けて3月中に改善をして、4月からの実行に向けて行っていくものになります。今年度の取組の内容については、少し遅れてはいるのですが、5月末までのアクションプランの作成に向けて各課での取組を進めております。4月と5月の定例教育委員会で、教育委員の皆様にもご意見をいただきながら策定を進めていきたいと考えております。また、同じく事務管理評価シートのほうも、3月いっぱいかけまして作成していくことになります。今年度の取組の反省等をしっかり活かして、知見活用委員会でご指摘いただいたことを基に現在作成しているところです。この計画が上手くいきますと、今まで知見活用委員会でご意見いただいたことが、翌々年度の実施計画に反映されていましてはたけけれども、この次からは令和2年度の反省を基に、令和4年度の実行計画を予算面も含めてしっかり考えていけるということになります。

続いて、62ページをご覧ください。別府市の教育から幼・小・中学校の教育目標や経営方針の作成というところまでの流れを図にしたものです。大きな計画としては、第4次別府市総合計画というものがございまして、それと、まち・ひと・しごと創生第2期別府市総合戦略というものがございまして、それらの整合性を図りながら、今回第2期教育大綱が策定されました。教育委員会としては、それを受けまして先程お伝えしたアクションプランを策定していくことになります。今回のものは基本方針と実施計画を一体化するものでありまして、当初予算や事業の実施等に繋げていきながら、PDCAを回しながら毎年細かな修正を加えて、4年後の子どもたちや市民の姿を見通した政策を進めていくものになります。先日行われました校長・所長会議でも、こういうことを意識しながら、園や小・中学校の実情に合わせて教育目標や経営方針の策定をお願いしたところでございます。以上で説明を終わります。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 4年に1回アクションプランを立てますが、毎年実施計画の見直しはやる。そして、今も外部評価は入っていますけど、今後も外部評価を毎年受けるということなのですか。

教育政策課参事 今山本委員がおっしゃったように、毎年きちんとPDCAを回しながら、

内部評価及び外部評価を受けながら見直しを行っていくということはしていきたいと考えております。

山本委員 毎年見る部分がどのように異なってくるかですが、今までみたいに細かくやらないというか、毎年作っていた目標は作らないで、外部評価に関して修正を行うだけになるという意味合いですか。

次長兼教育政策課長 今回一番改正したかったのが、今まで知見活用委員会から意見をいただいても、要するにチェックを経てもアクションにまでちゃんと繋げていけなかった。それが市の実施計画の時期や当初予算の時期に間に合っていなかった。要するに予算に反映されていなかったということで、それを一番最初に改善すべきということで、今回こういったスケジュールなどの組み直しをしました。それからアクションプランにつきましては、内容というか施策、事務事業の段階というのはこれまでの基本方針とそうは変わらないんです。ただ、やはり知見活用委員会の意見を受けて、その年その年で見直しをしていかなければなりませんし、今は制度というものが目まぐるしく変わっておりますし、国からの事務事業とか通知などは相当変わっておりますので、当然それについては、その都度その都度見直しをしていかなければいけないと考えております。

川崎委員 実施計画というのはアクションプランの実施計画ですよ。

教育部長 61 ページの一番下の表の令和4年度実施計画というのは、市長部局が作る実施計画です。ですから、教育委員会のアクションプラン、今まで基本方針と言っていたものを単年単年作っていたのですが、市の実施計画は3年サイクルでやっています。教育費の予算は、当然市の財政のほうに予算要求するわけなんですけども、そこは単年でやっている教育委員会のアクションプランと、3年サイクルでやっている市の実施計画は合っていないところがあるので、PDCAを回しても反映できないということで、そこを改善しようということなんです。一番大きく変わるのは、これまでは毎年、例えば来年度は学力を60点まで上げましょうというふうに毎年1年ごとにあげていたのですが、6月に策定するアクションプランでは、4年後に何点まで引き上げましょうという、ひとつの大きな4年後の姿を設定した上で毎年見直していくというような形になります。

川崎委員 実施計画は、市長部局のことですね。教育委員会のほうでやることではなくて、アクションプランが教育委員会ということですね。

教育部長 はい、そうです。

山本委員 毎年ここが目標ですというふうに決めていましたけど、それが今後は4年後大体このくらいを目標値としてという形で決めていって、毎年それが達成できそうなのかということの評価していくということではないでしょうか。

教育政策課参事 今、山本委員が言われたように、4年後の姿をしっかりと見据えて取組を進めていくということになります。そして、単年度ごとで、そこまで近づいていっているかどうかという確認をしながら進めていくこととなります。

川崎委員 目標を設定する、のところが令和3年1月から6月となっていますが、4月からは目標を設定しながら、決まったものから実行していくという意味合いということですか。

教育政策課参事 来年度に関しては6月までに目標を立てて進めていくということになりますので、4月から5月に関しては、この新しいアクションプランの流れというのが遅れることとなります。4月から2月と書かれているのは再来年度以降、令和4年度以降が4月から2月というサイクルで回していくというふうに考えています。

教育部長 今回、教育委員の皆様にお詫びしなければいけないのは、単年で作っていた基本方針を4年間のアクションプランに移行させるにあたって、本来であればこのアクションプランを3月までに作らないといけないのですが、そこが大変申し訳ございませんが、少し時間をいただきたいということで、イレギュラーに6月まで時間がかかってしまうことについてはお詫びしなければいけないと思っております。

川崎委員 では次の年度からは、目標を設定するのは3月まで、となってくるということですね。

教育部長 はい、2年目からはそうです。

寺岡教育長 不変の重要課題である不登校の問題等においても、単年度単年度でなかなか解決されていない状況がありまして、予算にも反映しにくい状況がありました。あるいは、知見活用委員会の評価の中でも毎年同じ指摘をされまして、大変苦慮しているところでございます。

川崎委員 知見活用委員会というのは、いろいろと議論されるのに日数がかかりますが、早い段階で知見活用委員会にかけて、3月に結論を出していただいて、次のアクションをするという形でよろしいのですか。作成計画の表では4月のところに知見活用委員会と書いているだけなのですが、その辺も時間的にタイトになるような気がするのですが、そこは大丈夫ですか。

次長兼教育政策課長 市長部局の実施計画の提出時期が、大体毎年6月と決まっています。それに合わせて知見活用委員会の意見を実施計画に取り入れるとなると、どうしてもこういったスケジュールになってしまうということになりますので、タイトではありますが、何とか対応していきたいと考えております。

川崎委員 年度末が大変な感じがしますけど。

教育部長 補足ですが、ご指摘のとおり通常市役所の場合は3月末で事業年度が終わ

るのですが、出納整理期間が5月までありますので、決算が固まるのが6月です。当然決算が固まって実績が出てから、7月から知見活用委員会を始めて9月くらいまでかけて評価をいただくのですが、その時点で既に次年度以降の実施計画を市長部局が作っていますので反映できないということになりました。それで、事務的にはちょっと大変なのですが、決算が終わって評価をするのではなくて、ある程度3月の段階で、中間レビューと言いますか、決算見込みの段階で評価シートを作って、知見を早めに4月からスタートさせることによって、市の実施計画に知見活用委員会で指摘を受けたものについて反映させていけるようにしようということなので、確かにサイクル的にはぐっと前にしますので事務的に大変という部分は若干あるのは事実ではありますが、そうしないとなかなか教育委員会だけでPDCA回しても、市のほうのPDCAに合っていないというところの改善ができないということです。

川崎委員 やはり市の業務というのが年度末に重なって、その時期にマンパワーが必要になり、年間を通して業務の平準化をしないといけないんじゃないかと思うんですね。こういったものを全部年度で区切っているからそういうところが厳しくなってくると思います。教育委員会だけではなくて市役所全体の業務を少し平準化するような、年度末に集中しないようなやり方というのは、さっきの教員の働き方改革もそうですけど、業務の働き方改革よりも必要なことじゃないかなというふうに、その検討が必要じゃないかなと思いました。

教育部長 最近はあまり言われなくなりましたが、一時期は、自治体の単年度主義そのものを変えるべきじゃないか、企業会計方式に変えるべきじゃないかという議論がありました。複数年でやっていくようにしないと、単年単年でやっていく自治体の決算というのは、非常にひずみがあるというふうには思っています。例外で、債務負担行為により複数年で事業支出をしていますので、最近ちょっと聞かれなくなりましたが、また今後そういった複数年の会計方式というのを議論されるかなというふうには思っています。今の現行制度では極力そういった債務負担行為であるとか継続費の設定であるとか、そういった形で年度を越えた事業というのをやっているような状況です。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（3）

【概要】 ※令和3年3月定例教育委員会の開催日程について、令和3年3月22日（月）17:00より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和3年2月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。